

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）7 月 1 3 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること
及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）6 月 2 3 日付けで諮問（第 8 6 1 号）された固定資産の
評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用さ
せることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条
例」という。)第 1 2 条第 1 項第 4 号の規定による目的外に利用させる必要性が
あると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を
省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を目的外に
利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的
理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

都市計画法に基づく開発許可制度は、都市計画区域を、優先的、計画的に市街
化を図る「市街化区域」と開発行為や建築行為等の市街化を抑制する「市街化調
整区域」に区域区分することで、無秩序な市街化を防止し、かつ、公共公益施設
の整備と宅地の安全性が確保された健全な市街地を実現することを目的として
いる。

市街化調整区域では、原則として建築物の建築はできないが、いわゆる「既存
宅地」等、一定の要件を満たす土地については、市街化の抑制対策上、支障がな
いもの又はやむを得ないものとして許可している。

開発業務課における既存宅地の許可は、市街化調整区域に関する都市計画の決
定の日（昭和 4 5 年 6 月 1 0 日）前から現在まで、「固定資産課税台帳が宅地と
して評価されていた土地」であるか否かが基準の一つとなっており、許可の是非
については、本課で保有する昭和 4 6 年度から現在までの土地課税台帳の情報が

利用されている。

既存宅地の要件に関する現在の運用は、相談者が開発行為に関する事前相談を提出する際に、開発業務課が土地課税台帳の情報を本課に照会することについて、あらかじめ土地所有者からの同意を得ている。しかし、土地所有者が土地課税台帳の情報の照会に同意しない場合は、許可申請の申請者（主に土地所有者）が宅地として課税されていることの継続性を証明する必要がある。つまり、申請者自身が昭和46年度から現在までの47年分の土地評価証明書を取得の上、許可申請に添付する必要があることから、申請者にとって過度な負担となってしまう。従って、申請者の添付資料は、昭和46年度及び直近5年間のみとし、途中年度については、開発業務課が本課へ照会することで確認したいと考えている。

また、市街化調整区域に無許可で建築物を建築しているケースでは、開発業務課において、当該土地が既存宅地か否かを事前に確認し、必要に応じて監督処分を行っている。この場合、監督処分（さらには訴訟）の対象となりうる土地所有者に対し、土地課税台帳の情報の照会に対する同意を得ることは困難であり、本人から土地課税台帳の情報の収集を拒否された場合、行政事務の執行に著しい支障が生じるため、開発業務課に本課の保有する土地課税台帳の情報を利用させることが必要である。

なお、当該照会については、全部改正前の個人情報保護条例制定以前から行っており、現在の本課の個人情報取扱事務登録簿には、「所管課以外の課」として開発業務課が記載され、土地課税台帳、同補充台帳及び地積図、評価図による氏名、資産状態について利用させることとなっているが、ここで改めて本審議会へ諮問することにより、適確な運用を図るものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させる課及び範囲について

個人情報を目的外に利用させる課は開発業務課であり、目的外に利用させる個人情報は土地課税台帳の記載事項のうち、次の表に掲げるものである。

・ 土地課税台帳 ・ 土地補充課税台帳	・ 所有者住所 ・ 所有者氏名 ・ 所在地番 ・ 現況地目 ・ 現況地積
------------------------	--

(3) 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

今回、目的外に利用させる個人情報は、所有者住所、所有者氏名、所在地番、現況地目及び現況地積であり、既存宅地に関する開発許可申請や違反建築物への対応に際し、開発業務課が、当該土地が市街化調整区域に関する都市計画の決定の日（昭和45年6月10日）前から現在まで「固定資産課税台帳が宅地として評価されていた土地」に該当するか否かを判断するため、本課の保有する個人情報を目的外に利用させる必要があると判断する。

(4) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知については、当該個人情報

の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にはある。しかし、開発行為に関する事前相談や違反建築物の調査については、一つの案件で複数の地番や権利者に及ぶことも多くあり、相談や調査がある度に、その時点における個人情報を利用させることとなることから、通知に伴う事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性を著しく損なうものである。

以上から、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(5) 包括承認について

開発行為に関する事前相談の審査や違反建築物の調査を円滑に執行するためには、昭和46年度から当該調査時点での最新の土地課税情報を速やかに収集させる必要があり、事務の軽減と迅速な事務執行のため、包括承認を求めるものである。

(6) 引渡しの方法について

資産税課から開発業務課に、その都度書面（紙ベース）で引き渡す。

(7) 実施年月日

2017年（平成29年）8月1日以降

(8) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

既存宅地に関する開発許可申請や違反建築物への対応に際し、開発業務課が、当該土地が市街化調整区域に関する都市計画の決定の日（昭和45年6月10日）前から現在まで「固定資産課税台帳が宅地として評価されていた土地」に該当するか否かを判断するため、資産税課の保有する個人情報を目的外に利用させる必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、開発行為に関する事前相談や違反建築物の調査については、一つの案件で複数の地番や権利者に及ぶことも多くあり、相談や調査がある度に、その時点における個人情報を目的外に利用させることとなることから、通知に伴う事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性を著しく損なうものであるとのことである。

以上のことから判断すると、目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することについての包括承認について

開発行為に関する事前相談の審査や違反建築物の調査を円滑に執行するためには、昭和46年度から当該調査時点での最新の土地課税情報を速やかに収集させる必要があるとのことから判断すると、個人情報を利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略することを包括承認する合理的理由があると認められる。

以 上